

京田辺市における不登校児童生徒への支援がより一層効果的で充実したものとなるための具体的な取組について

(答 申)

令和4年2月

京田辺市学校教育審議会

目 次

| | |
|--|---|
| 答申 | 1 |
| (1) 学校における支援のさらなる充実 | 2 |
| (2) 支援を行う場へ通えない児童生徒への支援(アウトリーチ機能) の充実 | 2 |
| (3) ポットラックの機能拡充 | 3 |
| (4) 学習機会の提供 | 3 |
| むすびに | 5 |
| 諮詢書 | 6 |
| 資料1 | 8 |
| 資料2 | 9 |

答　　申

現在、京田辺市では、不登校児童生徒に対し、学校が中心となり担任教員や教育相談担当者がスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等と連携を取りながら支援を実施しており、本市における不登校支援は学校教育と深く関係しているという特徴があります。

学校では、魅力ある学校づくりを目標として、児童生徒が安心して学校に通うことができるような取組や、幼稚教育と小学校、小学校と中学校といった他校種間の連携を積極的に行い、不登校対策として「未然防止」の環境づくりに努めるとともに、担任教員等を中心に、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーを加えた校内ケース会議を開催し、組織で対応する体制を構築されています。また、不登校の兆候を見逃さないよう、前年度までに休みがちであった児童生徒を中心に一人一人の状況をしっかりと把握するとともに、休み始めの迅速かつ温かい対応を心がけ、かつ、教室に入りづらい児童生徒への支援として別室登校を行うなど、「早期発見・初期対応」にも取り組んでいるところです。

特に、不登校支援を中心的に担っている担任教員等が家庭訪問を行うにあたっては、登校指導に終始するのではなく、児童生徒が将来に夢や希望を持ち主体的に取り組むことができる目標づくりを重視し、個々の児童生徒に丁寧に対応されている姿が見受けられました。

また、京田辺市適応指導教室ポットラックでは、支援プログラムのもと一人一人の主体性や意欲を尊重し、自分の取り組みたい課題に取り組める環境が構築されています。さらに、体験活動や集団活動にも積極的に取り組み、児童生徒の興味、関心や経験を広げるような教育活動が進められています。

ポットラックでは、利用にあたり学校との連携を大切にし、担任教員等が児童生徒や保護者との面談を重ねて入室へつなげ、また、入室した後も担任教員等による家庭訪問を実施し、さまざまな情報発信を行いながら学校復帰や進路に向けた真摯な取組が行われてきた成果として、学校復帰につながる事例も見受けられるとともに、通所する多くの生徒が高校に進学しています。

このように、これまで培ってきた各学校での支援体制やポットラックの機能は京田辺市の大切な財産として捉え、これらをもとに、本審議会における答申では以下のことについて指摘します。

(1) 学校における支援のさらなる充実

京田辺市における学校での不登校支援として、担任教員等による家庭訪問のほか、別室登校や放課後登校を実施し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の専門的見地からの指導も取り入れ、丁寧に対応されています。また、今年度から田辺中学校において校内適応指導教室（まなび支援室）を開室し、個別に学びを進めていく取組が始まっています。

各学校が、空き教室の活用や加配教員等の調整を行うなど不登校児童生徒を支援する積極的な姿勢を見て取ることができました。

しかしながら、今後、京田辺市における不登校支援をより一層効果的で充実したものとしていくには、各学校の状況によって支援の格差が生じることがないようになる必要があります。また、幼児教育と小学校、小学校と中学校といった学校段階間における連携を重視することで不登校の未然防止に努めるとともに、切れ目ない支援を強化することで不登校児童生徒へ継続した支援を行うことも可能となります。

これらを実現するためには、各校の状況を俯瞰的に捉え、総合的なコーディネートを行うことができ、かつ、豊かな経験を有した人材をポットラック等に配置し、その人材が核となり、別室登校や放課後登校等を行う児童生徒に対する支援方針を各学校のコーディネートを担当する教員が作成する際にサポートし、また、学校に配置または派遣される外部人材を効果的に活用することで、大きな成果をあげができるのではないかと考えます。

なお、この支援方針に基づいた取組は、不登校児童生徒が進級や進学をした際も、継続していくという視点を大切にする必要があります。

(2) 支援を行う場へ通えない児童生徒への支援（アウトリーチ機能）の充実

さまざまな要因により家庭から出ることができない児童生徒への訪問指導を行うこと（アウトリーチ）は、当該児童生徒にとって、誰かに支援を求めることができるという意識を持たせることができ、また、保護者にとっても、決して放置されていないという安心感を抱かせることができます。

京田辺市の支援体制を見ると、この訪問指導を担っているのが担任教員や教育相談担当者を中心とした学校となっています。

しかしながら、家から出ることができない、担任教員と会うことによって学校を連想し、萎縮してしまう等の児童生徒への支援、そして学校の教育活動が終わった後でしか対応できないという時間的制約、さらに多忙な保護者と相談を行う際の時間確保等不登校児童生徒が増加してきている今日においては、すべて

の対応を学校だけで進めることができ難しくなってきてているのも事実です。

一方、先進自治体においては、スクールカウンセラー等の専門職員を配置した教育支援センターを設置、あるいは同センター機能を有した機関を確保し、支援の拠点としている事例が見られます。この場合、学校の担任教員や教育相談担当者と連携を取りながら、専門家による一人一人に合わせた形の支援を期待することができ、また、時間的な制約も学校が中心となる場合と比べ少なくなるのではと考えます。

学校と教育支援センターが役割分担を行い、また、ＩＣＴを活用した相談活動も検討することで京田辺市独自の支援体制が築けるのではと考えます。

(3) ポットラックの機能拡充

京田辺市において、(2)で述べた教育支援センターの役割を適切に担うことができるのでは、ポットラックであると考えます。ポットラックの価値を改めて確認するとともに、その機能をさらに拡充していくことが重要となります。

現在、学校への相談や入室に向けた面談等を通じ、ポットラックの利用に至った場合でも、毎日通えない児童生徒も存在します。また、安定して通えるようになった児童生徒であっても、時には一人だけのスペースでゆったりした時間を過ごしたいと考えることもあります。

今回、ポットラックの視察を通し、立地やスペース的に改善する余地はあるのではと感じました。

学習活動や集団活動を適切に実施していくには、相応のスペースの確保も必要となり、また、一時的にポットラックへ通えなくなった児童生徒がいた場合でも、いつでも利用を再開できるような環境の整備を行うことは重要です。

不登校児童生徒が増加傾向にあることも考慮し、今後は機能を拡充していく必要があります。加えて、本人の通いたいという意思を尊重できるような支援体制の構築についても検討する必要があります。

また、早い段階から子どもの悩みを気軽に相談できる体制・場所を構築することで、保護者は安心感を得ることができます。

これら一連の体制を構築するには、専門の職員の配置に加え、支援内容に応じた、適切なスペースの確保等ハード面での整備も重要になりますので、市全体として取り組むべき課題ではと考えます。

(4) 学習機会の提供

学校に登校できない児童生徒に対して、適切な学習機会を提供することは非

常に重要であり、これは高校進学をはじめ児童生徒の将来にも重要な影響を与える可能性があることを認識する必要があります。また、学校復帰という視点に加えて、不登校児童生徒の社会的な自立を見据えた学習支援についても今後は充実していく必要があります。

これらは、学校とは別に新たな拠点を確保する、又は、ポットラックに学習に特化した機能を付与し、学校と十分連携を取りながら進めることで大きな成果が期待できるのではと考えます。

なお、国が進めるG I G Aスクール構想に基づき、1人1台タブレット端末の整備が京田辺市でも行われていることを踏まえ、さまざまな検証を行い、不登校児童生徒に適した形でI C Tを学習支援に活用していくことについても整理していく必要があると考えます。

次に、上記4項目に掲げた取組について、本審議会として、時系列に沿って具体的な方向性を以下のとおり取りまとめましたので報告します。

<短期的な取組>

- ・ポットラックが学校外における市の不登校児童生徒支援の中心であることを改めて確認し、市内小中学校と連携を取りながら、家庭訪問等在宅支援（アウトリーチ）が行えるよう体制整備を行うこと。また、現在、学校において行われている支援がより一層効果的となるため、同所に相談体制を総合的にコーディネートできるような専門員の配置に向けた取組を行うこと。この他、保護者が子どもの悩みを気軽に相談できる体制整備を行うこと。なお、アウトリーチの手法については、家庭訪問に加え、I C Tを活用した運用についても検討を行うこと。
- ・学校復帰に加え、社会的な自立を目標とした不登校児童生徒への学習機会の提供に向けた体制整備を行うこと。なお、体制整備にあたっては新たな支援の場を創設し、学校と連携を取りながら進めていくことでより大きな効果が期待できると考えられることから十分な検討を行うこと。
- ・G I G Aスクール構想のもと、1人1台タブレット端末が整備されていることを踏まえ、その発展的利用として、不登校児童生徒の学習支援において、選択肢のひとつとして体制の構築を行うこと。

<中・長期的な取組>

- ・ポットラックの恒常的な機能拡充を目的として、通所する児童生徒が落ち着いて過ごすことができる場所の確保を行うこと。また、保護者の就労形態等にできるだけ左右されることなく児童生徒がポットラックに通うことができるような手法及び相談事業を実施できるような体制整備を行うこと。

むすびに

京田辺市の不登校対策として、現在、取り組まれている「未然防止」「早期発見」「初期対応」は今後も継続していくべきものと考えます。

一方で、不登校児童生徒への支援は、文部科学省通知（令和元年通知）においても記されているとおり、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立していける力を養うことができるものとなるよう努めなければなりません。

今後、ＩＣＴを活用した支援をはじめ、さまざまな取組を行うにあたっては、児童生徒個々の状況を丁寧に分析し、そして理解した上で適切な対応を進めていくことが重要であり、これは人・場所・時間を要するもので一朝一夕に答えが出るものでは決してありません。

しかしながら、本市においても不登校児童生徒が増加傾向にあることを考慮すれば、早急に支援体制を構築していくことは非常に重要となります。

児童生徒一人一人に目を向け、将来に夢や希望を持つことができるような取組を通して、さまざまな可能性があることをしっかりと伝えていくことが重要であり、その視点を学校・教育委員会が共有し、対策を講じていくことを期待します。

京教総第120号
令和3年（2021年）6月29日

京田辺市学校教育審議会長様

京田辺市教育委員会
教育長 山岡弘高

諮問書

京田辺市学校教育審議会設置条例第2条の規定に基づき、次のことについて
ご審議いただきたく諮詢いたします。

1 諒問事項

京田辺市における不登校児童生徒への支援がより一層効果的で充実したも
のとなるための具体的な取組について

2 諒問理由

別紙のとおり

諮詢理由

京田辺市立小中学校における不登校児童生徒への支援につきましては、学校と京田辺市教育委員会とが連携を図りながら、すべての児童生徒が「学校に来ることが楽しい」と感じる魅力ある学校づくりを進めながら（未然防止）、児童生徒の不登校の兆候を見逃さないよう状況把握に努め、兆候が見られた際には学校全体で組織的に対応を進める（初期対応）とともに、臨床心理士を中心とした「学校サポートチーム」による支援や、スクールカウンセラーによる相談事業、スクールソーシャルワーカーを活用した児童生徒を取り巻く環境面の支援等を行ってきました。

また、不登校となった場合でも、学校での支援のみならず、適応指導教室ポップトラックにおいて学校復帰を目指した取組（自立支援）を実施してきたところです。

しかしながら、家庭環境や学習の遅れ、学校における人間関係や児童生徒の持つ課題等、不登校の要因はさまざまであり、かつ複雑に重なっており、小学校では、令和元年度まで不登校の児童数は増加し続けており、出現率も京都府平均より高い状況が続いている。また、中学校では、平成28年度をピークに減少傾向にありましたが、平成30年度を境に再び増加するなど、着実に減少しているとは言えない状況となっています。

一方、不登校を取り巻く国の動向として、平成28年度に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、同法を受けて「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」が策定されました。さらに、令和元年度には、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理された文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」が示され、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、「社会的に自立する」ことを目指す必要があることや、個々の状況に応じて適切な支援を行うことなどを基本方針としたうえでの支援の在り方がより強く打ち出されています。

貴審議会におかれましては、国や府の動向を十分踏まえ、京田辺市における不登校児童生徒への支援がより一層効果的で充実したものとなるための具体的な取組について、ご審議いただきたく諮詢します。

資料1

京田辺市学校教育審議会の開催経過

| | 開催日 | 議事 | 備考 |
|-----|----------------|--|----|
| 第1回 | 令和3年 6月29日 | <ul style="list-style-type: none">京田辺市における不登校の現状と取組状況京田辺市適応指導教室「ポットラック」について | |
| 第2回 | 令和3年 8月31日 | <ul style="list-style-type: none">京田辺市における不登校の状況について京田辺市における不登校に対しての取組状況について京田辺市における外部人材を活用した不登校の取組状況について京田辺市と他市町の自立支援の比較 | |
| 第3回 | 令和3年 10月21日 | <ul style="list-style-type: none">答申（骨子案）について | |
| 第4回 | 令和4年 2月15日 | <ul style="list-style-type: none">答申（案）について | |

資料2
京田辺市学校教育審議会委員名簿

| 委員区分 | 氏名 | 備考 |
|-------------------------|--------|-------------------------|
| 学識経験を有する者 | 沖田 行司 | びわこ学院大学学長 |
| 学識経験を有する者 | 河村 豊和 | 元京都教育大学教授 |
| 京田辺市協働のまちづくり 推進協議会委員 | 井脇 義治 | |
| 京田辺市P T A連絡協議会 委員 | 宮谷 浩子 | 培良中学校P T A会長 |
| 京田辺市P T A連絡協議会 委員 | 鈴木 明日香 | 大住小学校P T A会長 |
| 京田辺市立小・中学校長 | 尾谷 亨 | 京田辺市立田辺東小学校校長 |
| 京田辺市立小・中学校長 | 柳澤 彰紀 | 京田辺市立大住中学校校長 |
| 京田辺市立小・中学校教頭 | 安井 秀臣 | 京田辺市立田辺小学校教頭 |
| 京田辺市民生児童委員協議 会委員 | 岡田 真澄 | 京田辺市民生児童委員協議会 主任児童委員 |
| 公募による委員 | 奥西 沙絵子 | |
| 教育委員会が適当と認める 者 | 岩井 秀世 | 臨床心理士 |